

太田市外三町斎場予約管理システム構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月

太田市外三町広域清掃組合

1. 業務委託名

太田市外三町斎場予約管理システム構築業務委託

2. 目的

太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）が、太田市外三町斎場予約管理システム構築業務について事業者へ委託するにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績等を持った業者を公募型プロポーザルの方式により選定するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

3. 施設場所

施設名 太田市外三町斎場とね聖苑

所在地 群馬県邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺 347 番 1

4. 業務の概要

別紙「太田市外三町斎場予約管理システム構築業務委託 仕様書」のとおり

5. 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、業務委託終了後、システム賃貸借(保守管理を含む)として 5 年間の長期継続契約（令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで）の締結を予定している。

6. 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない。）

(1)太田市外三町斎場予約管理システム構築業務 9, 000, 000 円

(2)太田市外三町斎場予約管理システム賃貸借（保守管理含む。） 1, 800, 000 円／年

7. 選定方法

(1)選定は「太田市外三町斎場予約管理システム業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき設置する、太田市外三町斎場予約管理システム業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、第 1 次審査、第 2 次審査を行うこととする。

(2) 第 1 次審査は、別添「太田市外三町斎場予約管理システム構築業務に係る公募型プロポーザル評価要領」に基づき書類審査を行い、上位 4 者を選定する。なお、参加申込者が 4 者以下の場合は第 1 次審査を行わない。

- (3) 第1次審査の結果は、参加申込者にメールで通知する。
- (4) 企画提案書等の内容について、ヒアリング（プレゼンテーション）を実施した上で第2次審査を行うこととする。
- (4) 第2次審査は、企画提案書等の内容とヒアリング（プレゼンテーション）を実施した上で、別添「太田市外三町斎場予約管理システム構築業務に係る公募型プロポーザル評価要領」に基づき、かつ総合的に審査を行い、受託候補者1者を選定する。
- (7) 第2次審査の結果は、参加申込者にメールで通知し、組合のホームページに受託候補者を掲載する。
- (8) 審査は非公開とする。
- (9) 選定委員会の委員名簿は、最優秀提案者決定後に委員の構成を公表する。

7. 選定スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 公告 | 令和7年9月19日（金） |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年9月25日（木） 17時（厳守） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年10月3日（金） |
| (4) 参加申込書等の受付締切 | 令和7年10月8日（水） 17時（厳守） |
| (5) 第1次審査 | 令和7年10月15日（水） |
| (6) 第1次審査結果通知 | 令和7年10月15日（水） |
| (7) 第2次審査（ヒアリング） | 令和7年11月5日（水） |
| (8) 選定結果通知 | 令和7年11月上旬（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和7年11月中旬（予定） |

8. 参加資格要件

この企画提案に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。なお、複数の事業者による共同参加は認めない。

- (1) 本プロポーザル手続き開始前までににおいて、令和7年度太田市、千代田町、大泉町、邑楽町において入札参加資格者名簿に「役務の提供」かつ「システム開発・保守」として登録されている者。

ただし、令和7年度に太田市、千代田町、大泉町、邑楽町において入札参加資格者名簿に「役務の提供」のみに登録されている者のうち、下記(2)の要件を満たす場合であれば、次に掲げる書類を提出することで、本プロポーザルの参加要件(1)を満たすものとする。

- ① 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

- ②本社所在地所管の税務署で発行する法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（税務署所定書式：納税証明書 その3の3）
- ③本社所在地の都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書
- (2)令和3年度から令和7年度までの間に、人体炉9基以上の他の自治体や団体の火葬場として利用している施設に、インターネットを介した予約機能を有する予約システムの構築実績があること。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4)本プロポーザル手続き開始日から契約締結までの間に、太田市、千代田町、大泉町、邑楽町において、入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに太田市暴力団排除条例（平成24年7月1日施行）第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (6)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき構成手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

9. 参加申込書等の提出

(1)参加申込書等の配布

参加申込書等の配布は、太田市外三町広域清掃組合ホームページからダウンロードすること。※ダウンロード先 <https://www.otakouiki-kumiai.or.jp>

(2)参加申込に必要な書類

- | | |
|----------------|--|
| ①プロポーザル参加申込書 | 様式第1号 |
| ②会社概要 | 様式第2号 プライバシーマーク等の認証取得及び有資格者の該当がある場合は、認定証や資格者証等の写しを添付 |
| ③参加資格要件に関する誓約書 | 様式第3号 |
| ④業務実績 | 様式第4号 契約書写しを添付 |
| ⑥企画提案書 | 様式任意 |
| ⑦見積書 | 様式第5－1号 システム構築
様式第5－2号 システム賃貸借 |

(3)提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による提出のみとする。

郵送の場合は、封筒に「太田市外三町斎場予約管理システム構築業務委託公募型プロポーザル参加申込書等在中」と記載して送付し、提出期限必着のこと。

(4)提出期限 令和7年10月8日（水）17時まで

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

10. 企画提案書の作成

(1)作成全般にかかる事項

- ①参加者は、別添の仕様書等を熟読のうえ、次のとおり企画提案書を提出すること。
- ②用紙サイズはA4とする。片面／両面印刷、モノクロ／カラー印刷の別は問わない。
- ③様式は任意とする。
- ④フォントサイズは11ポイント以上を基本とする。ただし、図面等に記載するものはこの限りではない。
- ⑤ページ数は企画提案書用の表紙を除いて20ページ以内とする。両面印刷で提出の場合は、1枚で2ページと換算する。また、ページ番号を振ること。
- ⑥企画提案書はフラットファイル等に綴じこみ、正本1部（表紙 様式第8号）・副本10部（表紙 様式第9号）を表紙とすること。

企画提案書には、表紙以外全ての書類に参加者名を明記しないこと。

(2)企画提案書等の記載事項

①業務に対する基本方針

本業務の理解度・課題等を解決するための基本方針を提示すること。

②業務推進体制

業務体制及び担当者等を提示すること。

③システム稼働環境・ネットワーク環境

本業務で導入するシステム稼働環境とネットワーク環境の概略図を提示すること。

④システム説明・操作性

システム全般について、特徴、利用方法、操作フローなどを提示すること。

⑤業務改善提案・システムの拡張性・独自提案（提出は任意）

システムの導入による業務の見直し、事務の効率化や迅速化の実現、システムの拡張性・将来性が及ぼす事務改善について、仕様のない有益な独自提案があれば提示すること。

⑥保守・運用・サポート体制・障害対応

保守・運用・サポート体制・障害対応について提示すること。

⑦セキュリティ対策

セキュリティ対策について提示すること。

1 1. 企画提案に関する質問の受付・回答

(1)質問受付期限 令和7年9月25日(木) 17時まで

(2)提出方法

「質問書」様式第6号を使用し、電子メールに添付して提出すること。(口頭、電話、ファックス、郵送、持参による質問は不可)。件名に「予約管理システム業務提案に関する質問」と記載し、電子メール送信後、必ず電話による受信確認連絡をすること。

(3)質問書の回答

質問に対する回答は、令和7年10月3日(金) 17時までに、組合ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領及びその他資料などの追加又は修正とみなすこととする。

1 2. 途中辞退

参加者は、ヒアリングまでの時点において参加を辞退することができる。

辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」様式第7号を提出場所に提出することとする。

郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」にすること。

なお、ヒアリング時に担当者が不在の場合は、辞退したものとみなすこととする。

1 3. ヒアリングについて

(1)実施日 令和7年11月5日(水)

(2)実施場所 太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ2階 研修室

(3)形式 対面形式とする。リモート形式での参加は認めない。

(4)出席者数 ヒアリング会場に入場できるのは3名までとする。

(5)ヒアリング時間 1者あたり30分(説明時間20分・質疑応答時間10分)

(6)ヒアリングにかかる留意事項

①ヒアリングは、本業務を統括するプロジェクトの中心となる担当者又は統括予定者が行うものとする。

②質疑応答以外の新たな要素を追加したり、企画提案書の内容を変更したりすることは認めない。

③説明にあたり、電子機器を用いて行う場合は、参加者にて用意すること。

なお、プロジェクター及びスクリーンは、組合で用意することも可能であるため、事前に相談すること。ただし、動作確認は、参加者が事前に行うものとし、機材の不具合、故障等によるヒアリングの時間延長及びやり直しは行わないものとする。

④ヒアリングでは、参加者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。また、会社名が判別できる服装又は表示（名札、バッジ等）で会場への入室は禁止する。

⑤実施日時等の詳細については、第1次審査終了後、通知する。

1 4. 最優秀提案者の選定方法及び結果の通知

(1)最優秀提案者の選定

選定委員会は、最も優れた企画・提案能力を有する参加者を最優秀提案者とし、契約の相手方の受託候補者とする。

(2)選定結果通知

選定の結果はメールにて各提案者に通知するとともに、組合ホームページに掲載する。

(3)その他

選定結果についての異議申し立てには一切応じないこととする。

1 5. 企画提案等に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加者の提出書類又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について選定委員会で協議の上、参加者の取扱いを決定する。

1 6. 失格事由

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出書類（参加申込書等）を無効とし、本プロポーザルへの参加資格又は受託候補者の決定を取り消すことがある。

(1)提出期限を過ぎて提出された場合

(2)提出書類に虚偽の記載があった場合又は重大な不備があった場合及び指示した事項に違反した場合

(3)審査の公平性を害する行為があった場合

(4)提案上限額を超えた場合

(5)参加資格要件を欠くことになった場合

(6)その他本要領に違反するなど選定委員会が不適格と認めた場合

17. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者とは随意契約による方法で契約する。なお、契約交渉が不調となった場合または参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に、契約の締結の協議を行う。

(2) 業務の仕様

本業務の仕様については、別添仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者と受託者の協議のうえ定めるものとする。また、第2次審査における質疑・応答の内容も発注者と受託者の協議の上、仕様に含めることができるとする。

18. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて組合から照会を行うことがある。
- (5) 組合は提出された書類等について、情報公開条例の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。

19. 提出先・問い合わせ先

太田市外三町広域清掃組合 施設整備課

〒373-0842 群馬県太田市細谷町604-1

電話番号 0276-33-7980

メールアドレス 058100@otaseisou.or.jp